

大阪市統合プラットフォームを活用した案件管理・連携
サービス（財務事務）構築及び運用保守業務委託

落札者決定基準

令和8年1月
大阪市デジタル統括室

1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聞くものとする。

(1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「大阪市統合プラットフォームを活用した案件管理・連携サービス（財務事務）構築及び運用保守業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、3対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

財務事務関連業務については、財務事務に関する各業務システムと連携し、予算の編成から決算までの一連の財務事務プロセスがシステム化対象となり、その実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたる。本業務委託では、大阪市統合プラットフォーム上で構築する各種サービスとともに、財務会計システムや調達・契約システム、共通公文書管理サービスなど、複数の情報システムとの連携を前提としており、制度改正や内部規程の見直しに伴う頻繁な機能改修にも継続的に対応していく必要がある。

また、財政局や会計室、契約管財局などのシステム所管所属をはじめ、多数のステークホルダーが関与する大規模プロジェクトであり、広範な情報システム間の調整や連携が求められる。万が一、システム間の連携設計が不十分となった場合には、支払事務や予算管理、決算作業等に支障をきたし、府内業務全域、さらには市民や事業者への影響が生じる恐れがある。

これらのことから、本業務を受託する事業者には、公共分野の財務事務に関する業務知識に加え、複数のシステム間の連携を安全かつ確実に実現するための高度な技術力、プロジェクト管理力、及びリスク管理能力が不可欠である。以上の要素をふまえ、「技術点」に重点を置いた総合評価が必要となるため、技術点と価格点の比率を3対1とする。

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{総合評価点} \\ (400 \text{ 点満点})} & = & \boxed{\text{技術評価点} \\ (300 \text{ 点満点})} + \boxed{\text{価格評価点} \\ (100 \text{ 点満点})} \end{array}$$

(4) 有効数字

「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

- (5) 「総合評価点」の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応
- ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札者とする。
- イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合
「技術評価点」のうち、評価項目「3 調達仕様書要件に対する提案」が最も高い者を落札者とする。
- ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3 調達仕様書要件に対する提案』の評価点」が同じ場合
「技術評価点」のうち、評価項目「2 提案者に関する情報」が最も高い者を落札者とする。
- エ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3 調達仕様書要件に対する提案』及び『2 提案者に関する情報』の評価点」が同じ場合
「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類及び配点を設定する。

- | | | |
|-----------------|---|-------|
| 1 本業務の背景・目的 | : | 40 点 |
| 2 提案者に関する情報 | : | 50 点 |
| 3 調達仕様書要件に対する提案 | : | 195 点 |
| 4 追加提案 | : | 15 点 |

(2) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ 1 ~ 5 点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{各評価項目の評価項目点} = \text{評価点数} \times \text{項目加重点}$$

各小項目に対して項目評価点を判定するものとし、具体的な項目は「提案書評価表」のとおりである。なお、「提案書評価表」の「追加提案」の項目を除く各小項目の項目評価点が、1項目でも0点の場合には、落札候補者としない。

(3) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

また、技術評価点が 171 点未満である場合、落札候補者としない。

$$\boxed{\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}}$$

(4) 提案書の不評価について

提案書の総ページ数が 70 ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。なお、ページ数には表紙も含み、印刷した際の枚数を 35 枚以内とする。

3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\boxed{\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times \left[1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{入札予定価格（税抜）}} \right]}$$

※ 「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の入札予定価格（税抜）を上回った場合は、その時点で失格となり、落札候補者としない。

4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
と
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと